

パブリックコメント第53号

**「笑顔がきらり☆まちプラン  
－第3次常陸大宮市男女共同参画計画(案)－」に対するご意見を募集します**

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめ  
てしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

これまで、市では第2次常陸大宮市男女共同参画計画後期基本計画に基づき、「男女共同参画で、  
一人ひとりの個性と能力がキラリと光るまちづくり」を基本理念に、男女共同参画社会の実現に向  
けて取組を進めてまいりましたが、同計画が令和2年度をもって終了することに伴い、「笑顔がき  
らり☆まちプラン－第3次常陸大宮市男女共同参画計画－」を策定しますので、市民のみなさんか  
らのご意見を募集します。

◎案の公表日

令和3年1月25日(月)

◎意見の募集期間

令和3年1月25日(月)～令和3年2月23日(火)

◎公表案および公表方法

「第3次常陸大宮市男女共同参画計画(案)」

- ・市役所 市民生活部 市民協働課(本庁1階)、各支所総合窓口・地域振興Gで閲覧
- ・市ホームページにて公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内に存する事業所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務のある方

◎意見の提出方法

意見応募用紙に必要事項を記入のうえ提出してください。

なお、意見応募用紙は、市ホームページからダウンロードしてください。

また市役所市民生活部市民協働課(本庁1階)または各支所総合窓口・地域振興Gに備えています。

意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見となります。

・直接持参・・・市役所市民生活部 市民協働課(本庁1階)または各支所 ※8:30～17:15

・郵 送・・・〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6

常陸大宮市役所 市民生活部 市民協働課

・F A X・・・市役所 市民生活部 市民協働課 FAX 53-5415

・Eメール・・・kyodo@city.hitachiomiya.lg.jp

(件名を「第3次常陸大宮市男女共同参画計画(案)の意見」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

※匿名での受付は行いません。(提出していただいたご意見について、内容の確認をする際に必  
要なため)

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果につきましては、次の方法により公表します。

・広報常陸大宮お知らせ版および市ホームページにて公表します。

・市役所市民生活部市民協働課(本庁1階)および各支所総合窓口・地域振興Gで閲覧できます。

※ ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※ 提出されたご意見について、個別の回答はしません。

※ 内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

**「笑顔がきらり☆まちプラン－第3次常陸大宮市男女共同参画計画(案)－」の概要**

1. 計画策定の趣旨と位置づけ

本プラン(計画)は、「男女共同参画社会基本法」に基づき策定されるものです。本市においては、  
平成18年に第1次計画、その後平成23年に第2次計画を策定し、市民一人ひとりが性別にとらわ  
れず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、自分らしさを発揮し、生  
き生きと暮らせるまちづくりを目指してきました。

この間、女性活躍推進法や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立、国連に  
おいて持続可能な開発目標SDGsが示されるなど、男女共同参画を巡る状況は、日々変化しています。

この度、第2次計画の終了に伴い、これまでの取組の成果や市民意識の変化、社会情勢の変化  
などを踏まえ、新たに「笑顔がきらり☆まちプラン－第3次常陸大宮市男女共同参画計画－」を  
策定するものです。

2. 計画の基本理念

本プラン(計画)の基本理念は、「気づこう共に 寄り添おう共に～誰にでもやさしいまち 常陸  
大宮～」とします。これは、「一人ひとりが輝く」「自分らしく生きる」ことを実現するためのア  
プローチとして、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づくこと、多様な生き方を  
理解し寄り添うことに焦点をあてています。

3. 計画の位置付け

・「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置  
付けられるもので、常陸大宮市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進め  
ていくための計画です。

・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく推進計画を含  
みます。

・「常陸大宮市総合計画」を上位計画とし、男女共同参画に関連する他の部門計画との整合を図  
った計画です。

4. 計画の期間

本プラン(計画)の期間は令和3年(2021年)度を初年度とし、令和7年(2025年)度を最終年度  
とする5か年を計画期間とします。なお、法改正や社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて柔  
軟に見直しを行います。

5. 計画の構成

本プラン(計画)は「基本構想-BASIC CONCEPT」、「基本計画-BASIC PLAN」で構成します。

◆基本構想－BASIC CONCEPT

1. 基本理念 2. 基本目標(GOAL) 3. プランの体系

◆基本計画－BASIC PLAN

GOAL I 女性の参画を広げよう

基本施策1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策2 仕事と生活の調和・雇用における男女共同参画の推進

基本施策3 地方創生と地域における男女共同参画の推進

GOAL II 安全・安心に配慮しよう

基本施策1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

基本施策2 多様な生き方への対応と生涯にわたる健康づくり支援

GOAL III 男女共同参画社会の土台をつくろう

基本施策1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革

基本施策2 教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進

基本施策3 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

問 本庁 市民協働課 ☎52-1111 内線126 FAX 53-5415

✉ kyodo@city.hitachiomiya.lg.jp [HP] https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/